

議第 1557 号

かほく都市計画道路の変更 (石川県決定)

都市計画道路中 3・1・1 号津幡宇ノ気線、3・3・3 号白尾内日角線、3・5・9 号高松インター通り線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地		延 長 (m)	構造 形式	車線 の数	幅員 (m)	
幹 線 街 路	3・1・1	津幡宇ノ気線	かほく市 指江	かほく市 内日角	かほく市 内日角	約2,420	嵩上式	4車線	60	幹線街路と平 面交差 2 箇所	
	3・3・3	白尾内日角線	かほく市 内日角へ	かほく市 白尾ム	かほく市 白尾	約1,380	地表式	2車線	29	幹線街路と平 面交差 1 箇所	
	3・5・9	高松インター 通り線	かほく市 高松 甲の部	かほく市 高松 アの部	かほく市 高松	約 520	地表式	2車線	13.5	幹線街路と平 面交差 2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

かほく市では、合併に伴い「高松都市計画区域」と「七塚宇ノ気都市計画区域」を一つの都市計画区域である「かほく都市計画区域」として統合した。

かほく都市計画区域においては、これまで長期未着手路線の見直しを進めてきており、都市計画道路の変更に伴って名称の変更も行ってきた。今回、変更の対象とならなかった道路について、一括して「名称のみの変更」を行うものである。

具体的には、3・1・1 号津幡宇ノ気線については、名称を七塚宇ノ気都市計画道路からかほく都市計画道路に変更し、起点を宇ノ気町指江からかほく市指江に、終点を宇ノ気町内日角からかほく市内日角に変更するとともに、区域を整備済みの幅に変更する。併せて、車線数を 4 車線に決定する。

3・3・3 号白尾内日角線については、名称を七塚宇ノ気都市計画道路からかほく都市計画道路に変更し、起点を宇ノ気町内日角へ から かほく市内日角へ に、終点を七塚町白尾ム から かほく市白尾ム に変更する。併せて、車線数を 2 車線に決定する。

3・5・9 号高松インター通り線については、名称を高松宇ノ気都市計画道路からかほく都市計画道路に変更し、起点を、高松町宇高松甲の部からかほく市高松甲の部に、終点を高松町宇高松アの部からかほく市高松アの部に変更する。